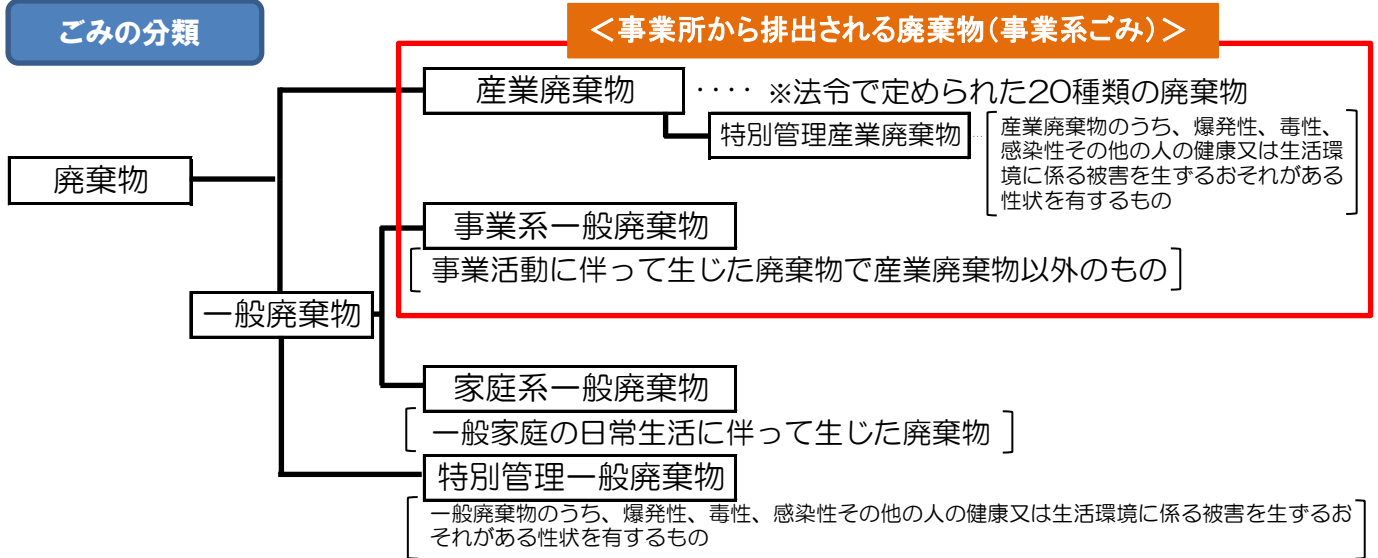


事業所へのお知らせ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。事業所から排出されるごみについては、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分別し、自らが処理施設へ持ち込むか、収集運搬業・処分業の許可業者へ委託し処理をお願いします。

※各地区のごみステーションは家庭ごみの集積場所であるため、事業系のごみを出すことはできません。

ごみの分類



※産業廃棄物とは
あらゆる事業活動から発生するもの

- ・燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鋤さい・がれき類・ばいじん

排出する事業が限定されるもの

- ・紙くず（建設業、紙加工の製造業など）・木くず（建設業、木製品の製造業など）
- ・繊維くず（繊維工場など）・動物系固形不要物（と畜場等）・動植物性残さ（食料品製造業など）
- ・動物のふん尿（畜産農業）・動物の死体（畜産農業）

処理方法

事業系一般廃棄物

- ・可燃ごみは八幡浜南環境センターへの自己搬入、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託してください。

※八幡浜南環境センターへ自己搬入する場合は、西予市環境衛生課で手続きが必要になります。

- ・OA用紙や段ボール類など、リサイクルできるものは古紙問屋等に搬入しましょう。ごみの分別排出により、**処理費が安くなる**ことがあります！

※事業系一般廃棄物の収集運搬、また処分業の許可業者については、西予市環境衛生課にてご確認ください。

産業廃棄物

処理施設へ自己搬入するか、産業廃棄物収集運搬業許可業者へ委託してください。

※産業廃棄物の収集運搬、また処分業の許可業者をお探しの方は、えひめ産業廃棄物協会にお問い合わせください。

えひめ産業廃棄物協会 松山市花園町7-3 TEL089-986-3450

えひめ産業廃棄物協会HP <http://www.ehimesanpai.or.jp/> 内の処理業者検索にてご確認ください。

廃棄物は、野焼きなどで焼却することは禁じられています。また自己の所有地であっても、乱雑に長期間放置しているような場合は、不法投棄として扱われることもあります。適正なごみ処理に努めましょう。

連絡先 西予市環境衛生課 (0894) 62-1132 (直通)